

役員報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人夏吉睦福社会（以下「本会」という。）の定款第22条に基づき、役員報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬及び旅費実費の支給)

第3条 役員には、次の各号のとおり報酬及び旅費実費を支給する。

- (1) 理事には、理事会及びその他会議に出席した場合に報酬及び費用弁償として、旅費実費を支給する。
- (2) 監事には、監事監査、理事会及びその他会議に出席した場合に報酬及び費用弁償として、旅費実費を支給する。

(報酬及び旅費実費の算定方法)

第4条 前条の報酬及び旅費実費の額は、別表に定める額とする。

(報酬及び旅費実費の支給方法)

第5条 役員に対する報酬及び旅費実費の支給日は、次の各号によるものとする。

- (1) 第3条第1項の報酬については、理事会及びその他会議の日とする。
 - (2) 第3条第2項の報酬については、監事監査、理事会及びその他会議の日とする。
- 2 報酬、旅費及び交通費等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 3 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補足)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表

区 分	報 酬	旅 費	
第3条第1号の報酬	5,568 円	実費	
第3条第2号の報酬	監事監査	5,568 円	実費
	理事会及びその他会議	5,568 円	実費